

社会福祉法人尊徳会 役員等報酬規程

社 会 福 祉 法 人 尊 徳 会

社会福祉法人尊徳会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尊徳会（以下「当法人」という）の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であってその名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として別表1のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務に当たった都度支給する。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、当法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第6条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(4) 第三者委員

	日額
第三者委員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円